

○指名競争参加業者の指名基準等の運用等について

(平成7年9月1日例規第63号)

[沿革] 平成13年4月例規第17号、令和3年3月第16号改正

みだしのことについて、警察庁長官官房会計課長から別添のとおり通知があったので、周知徹底されたい。

なお、この通知の定めるところにより、内閣府所管契約事務の適正を図るため、別記のとおり「指名競争参加業者選定委員会設置要綱」を制定し、平成7年9月1日から実施することとしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

別添 略

別記

指名競争参加業者選定委員会設置要綱

1 委員会の設置

奈良県警察本部に、指名競争参加業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の目的

委員会は、奈良県警察会計担当官が行う指名競争契約において、契約を担当する者の個人的恣意を排除し、指名競争の一層の透明性及び公正の確保を図るため、指名予定業者の選定審査を行うことを目的とする。

3 委員会の組織及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(2) 委員長は警務部長、副委員長は当該案件に係る警務部会計課長又は警務部施設設備課長をもって充てる。

(3) 委員は次に掲げる者をもって充てる。

ア 当該案件に係る部の庶務担当課長

イ 当該案件に係る課（所、隊、校）の長

ウ 警務部会計課長（警務部施設設備課の案件に限る。）

エ 警務部監察官のうち警務部長が指名する者

オ 当該案件に係る警務部会計課次席又は警務部施設設備課次席

カ 当該案件に係る警務部会計課課長補佐又は警務部施設設備課課長補佐

(4) 委員長は、委員会の事務を掌理する。

(5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(6) 委員長は、必要により、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることがで

きる。

- (7) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 委員会の開催

次に掲げる契約を指名競争に付そうとする場合において、競争に参加する業者を選定する際には、委員会を開催し、その決定を経なければならない。ただし、やむを得ない場合は、持ち回り審議をもってこれに代えることができる。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造をさせる契約
- (2) 予定価格が160万円を超える財産を買い入れる契約
- (3) 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超える物件を借り入れる契約
- (4) 予定価格が50万円を超える財産を売り払う契約
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超える物件を貸し付ける契約
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えるもの

5 庶務

委員会の庶務は、当該案件に係る警務部会計課又は警務部施設装備課において行う。

6 その他

この要綱は、平成7年9月1日以降に実施する指名競争から適用する。